



2022年5月10日

各 位

住所 東京都江東区豊洲五丁目6番52号
会社名 株式会社オートバックスセブン
代表者名 代表取締役 社長執行役員 小林 喜夫巳
(コード: 9832 東証プライム市場)
問合せ先 広報・IR部長 黒沢 康孝
(TEL 03-6219-8787)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第75期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、必要な変更を行うものであります。

- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 現行定款第18条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 取締役会の柔軟な運営を可能とすること及び、意思決定の客観性と透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の議長は、代表取締役以外の取締役においても務めることができるよう、現行定款第24条について必要な変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月23日
定款変更の効力発生日 2022年6月23日

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 18 条 当社は、会社法施行規則第 94 条第 1 項の規定により、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報をインターネットで開示することができる。</p> <p><新設></p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が複数あるとき、又は欠員もしくは事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれにかわる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会において定める取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 前項に定める議長に差し支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 変更前定款第 18 条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更後定款第 18 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月 28 日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 18 条はなお効力を</p>

現行定款	変更案
	<p><u>有する。</u></p> <p>3 <u>本条の規定は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上